

(1) 利用料金

ア 利用料金

施設名	現 行 料 金 (円) 平成 3 1 年 4 月～	新料金 (円) 令和元年 1 0 月～
ホワイトビーチ	県内ビーチバレー・ビーチテニス 1 面 : 1 時間 (9:00～17:00) 1,030円	1,050円
	県外ビーチバレー・ビーチテニス 1 面 : 1 時間 (9:00～17:00) 1,540円	1,580円
	県内ビーチサッカー、トレーニング 2 面 : 1 時間 (9:00～17:00) 1,030円	1,050円
	県外ビーチサッカー、トレーニング 2 面 : 1 時間 (9:00～17:00) 1,540円	1,580円
多目的グラウンド		
半日	県内一般半日 5,000円	5,090円
9:00～13:00	1 時間延長 1,250円	1,270円
半日	県外一般半日 7,500円	7,640円
13:00～17:00	1 時間延長 1,870円	1,910円

- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業は、無料とする。ただし駐車場は除く。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催及び後援する事業は、一般の金額の半額とする。ただし駐車場は除く。
- * 利用時間には、準備に関する時間及び利用後に原状回復に要する時間を含むものとする。
- * 多目的グラウンドの利用に当たっては、一つの団体で一種目の利用とする。複数団体、異種目利用を許可しない。
- * 「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和 5 8 年条例第 8 号）第 3 条に規定する者が利用する場合は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和 5 8 年規則第 3 2 号）で定める額を減免する。ただし、減免対象者を含む複数人で利用の申請をする場合に減免対象となるのは、減免対象者が使用する施設に限る。
- * 上記により算出した金額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

イ 行為許可

料金変更の有無	行 為	現 行 料 金 (円) 平成 3 1 年 4 月～	新料金 (円) 令和元年 1 0 月～
無	物品の販売、興行その他の営業行為	1㎡当たり1時間 3円 ※ただし、フリーマーケットの場合は1㎡当たり1時間 2円	改定なし 3円 2円
有	写真の撮影	1件当たり1時間 1,500円	1,530円
有	映画等の撮影	1件当たり1時間 4,300円	4,380円
無	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1㎡当たり1時間 2円	改定なし 2円
有	広告物の表示	表示面積1㎡当たり1時間 520円	530円

- * 行為に要する面積が1㎡未満であるとき、又はその面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算するものとする。
- * 行為に要する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- * 表の行為は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催及び後援する事業は、表の金額の半額とする。
- * 学校教育法にいう学校（大学、専修学校は除く）、児童福祉法にいう保育所が主催する事業は、表の金額の半額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た額とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。
- * 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は、0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 現行事業

料金変更の有無	行 為	現 行 料 金 (円) 平成31年4月～	新 料 金 (円) 令和元年10月～
有	自転車広場	大人(1時間) 360 円 小人(1時間) 260 円 4人乗り(30分) 510 円 大人団(1時間) 290 円 子供団(1時間) 210 円	370 円 260 円 520 円 300 円 210 円
有	えさ釣場	1時間 1,030 円	1,050 円
有	ルアー・フライ釣場	1日 大人 2,570 円 小人 1,340 円 3時間 大人 2,060 円 小人 1,030 円	2,620 円 1,360 円 2,100 円 1,050 円
無	バッテリーカー	1回 100 円	改定なし 100 円
有	卓球	30分間/台 410 円 超過30分ごと 410 円	420 円 420 円
有	ボールプール	10分間/回 150 円	160 円
有	バーベキュー広場	炉付き 2,100 円 炉なし 1,600 円	2,140 円 1,630 円

- * 「小人」とは、小学生及び中学生をいう。
- * 「団体料金」は、30人以上の有料利用者が合同で利用する場合について適用する。
- * 自転車広場、ます釣り場、卓球場の利用について、障害者及びその介護者1人は無料とする。この場合、「障害者」及び「介護者」とは、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例第3条及び同条例施行規則第3条」に該当する方をいう。なお、この場合、規則第3条中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替える
- * 障害者が同一時間帯に同一施設を複数利用する場合、利用料金を無料とされるのは最小貸出単位のみとする。